

山梨県公報

第二千二百十八号

平成二十四年

四月五日

木曜日

目次

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定……………二二五

道路の区域変更……………二二五

建築基準法に基づく道路位置指定……………二二五

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………二二六

開発行為に関する工事の完了について……………二二六

甲府都市計画道路事業の施行について(二件)……………二二六

正 誤

平成十九年三月十九日付第七百四十五号中……………二二七

平成十九年三月二十九日付第七百四十八号中……………二二七

平成二十一年九月七日付第九百七十九号中……………二二七

平成二十三年三月七日付第二千二百十七号中……………二二七

平成二十三年三月二十四日付第二千二百一十一号中……………二二七

平成二十二年三月八日付第二千二十四号中……………二二七

告 示

山梨県告示第四百十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年四月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定する区域 中央市一町畑字芝原八八四番三、九〇三番、九〇六番一、九〇八番一、九一二番一、九一二番三、一〇〇四番一及び一〇〇四番二の各一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び

第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第四百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十四年四月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 栃代常葉線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡身延町常葉字東畑一三二四番乙地 先から	旧	八・二丁 二〇・〇	一〇九・〇
南巨摩郡身延町常葉字島ノ前一六番の 二地先まで		三・七五丁 九・〇	五二〇・〇
南巨摩郡身延町常葉字奥田八一五番の一 地先まで			
南巨摩郡身延町常葉字東畑一三二四番乙地 先から	新	八・二丁 二〇・〇	一〇九・〇
南巨摩郡身延町常葉字島ノ前一六番の 二地先まで			

山梨県告示第四百十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月五日